

# 人事行政の運営等の 状況概要を公表します

伊奈町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表したものの概要版です。  
詳しくは、町掲示場および町ホームページをご覧ください。

☎ 総務課内 2226

## ① 職員の任免の状況

令和5年度採用者…27名(一般事務職20名、保健師5名、教育公務員2名)

令和5年度退職者…13名(自己都合等退職13名)

## ② 職員の給与および定員管理等の状況

令和5年度人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件费率(B/A)
45,042人 [R6.3.31現在]	146億7,037万6千円	25億2,296万3千円	17.2%

令和5年度職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
294人 (6人)	8億9,618万9千円	2億3,924万6千円	3億8,140万1千円	15億1,683万6千円	515万9千円

※( )内は、再任用短時間職員の外書きです。  
※職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

平均年齢・平均給料月額および平均給与月額の状況 令和6年4月1日現在

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.0歳	302,500円	387,700円
技能労務職	48.3歳	297,300円	332,900円

※給与とは、給料に職員手当を含めたものです。期末・勤勉手当は含まれていません。

初任給額の状況

令和6年4月1日現在

区分	月額	
	大学卒	202,400円
一般行政職	短大卒	187,300円
	高校卒	176,100円

期末・勤勉手当の支給割合の状況 令和6年4月1日現在

区分	6月期	12月期
期末手当	1.225月	1.225月
勤勉手当	1.025月	1.025月

地域手当の状況

令和6年4月1日現在

支給率	6%
-----	----

退職手当の状況

令和6年4月1日現在

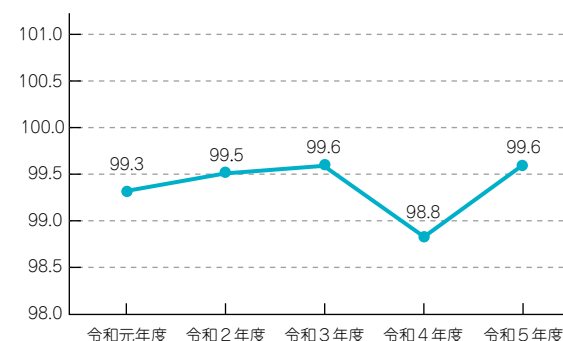
勤続年数	20年	25年	35年	最高限度額
自己都合	19.6695月	28.0395月	39.7575月	47.709月
勲奨・定年	24.586875月	33.27075月	47.709月	47.709月

※伊奈町は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しています。  
支給率は、この組合の条例で定められています。

ラスパイレス指数の状況

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
99.3	99.5	99.6	98.8	99.6

※ラスパイレス指数とは、一般行政職について、国家公務員の給料を100とした場合、当該団体の給料水準を表したものです。



特別職の報酬などの状況

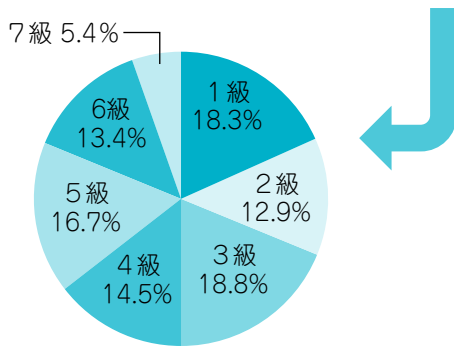
令和6年4月1日現在

区分		月額	期末手当	
給料	町長	770,000円	(支給割合) 6月期 2.25月分 12月期 2.25月分 合計 4.5月分	支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。
	副町長	646,000円		
	教育長	606,000円		
報酬	議長	322,000円		
	副議長	257,000円		
	常任委員長	244,000円		
	議員	229,000円		

一般行政職の級別職員数の状況

令和6年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補	34	18.3
2級	主事	24	12.9
3級	主任	35	18.8
4級	係長・主査	27	14.5
5級	課長補佐	31	16.7
6級	課長・主幹	25	13.4
7級	統括監	10	5.4
合計		186	100



部門別職員数の状況

各年度4月1日現在

部門	区分	職員数(人)			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	4	4
		総務	65	71	74
		税務	21	23	23
		民生	67	71	72
		衛生	28	29	30
		労働	-	-	-
		農水	7	7	6
		商工	7	7	8
		土木	18	17	20
	計	216	229	237	
	教育部門	37	37	35	
	消防部門	59	-	-	
	小計	312	266	272	
公営企業部門	水道	8	9	8	
	下水道	2	1	2	
	その他	12	15	12	
	小計	22	25	22	
合計		334	291	294	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

- ・ 1週間当たり38時間45分
- ・ 原則毎週月曜日～金曜日  
それぞれ午前8時30分～午後5時15分

休暇制度および種類

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および組合休暇

4 職員の分限および懲戒処分の状況

令和5年度に分限処分を受けた職員は5人(休職)で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

令和5年度に懲戒処分を受けた職員は0人でした。

5 職員のサービスの状況

職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません、一定の場合には職務に専念する義務が免除されます。

- (令和5年度実績)
- ・ 人間ドックを受診する場合
  - ・ 共済組合主催の研修などに参加する場合
  - ・ 国民体育大会に参加する場合

営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないこととされています。令和5年度における許可件数は、11件です。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

研修の概要

町単独研修を実施したほか、彩の国さいたま人づくり広域連合、市町村アカデミー、全国建設研修センター、北足立北部共同研修会主催の研修に参加しました。

(令和5年度)

7 職員の勤務成績の評定方法および活用方法等の概要等

能力評価および業績評価を実施し、人事異動および昇格に活用しました。

8 職員の福祉および利益の保護の状況

職員は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員となり、同組合で実施する短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の制度を受けることができます。

9 公平委員会に対する措置要求等の状況

令和5年度は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありません。